

# 長野市リフト付バスの利用にあたって

長野市リフト付バスを利用希望される場合は、以下の事項に留意のうえ申し込みされるとともに、注意事項等を厳守のうえ有意義にご利用ください。

## 1 利用条件について

- ・ 長野市に住所を有する、車いすを使用しなければ移動が困難な身体障害者を構成員に含む団体が利用する場合で、身体障害者手帳を交付されており、その程度が**下肢又は体幹の機能障害3級以上の車いす使用者が2人以上いる場合**とします。ただし、営利を目的とする場合（営利を目的とする団体が主催又は共催する場合を含む）は利用できません。
- ・ 利用できる日数は、**1団体につき同一年度に10日を限度とし、1ヶ月2回まで**とします。
- ・ 利用時間は原則として午前8時30分から午後5時とし、宿泊を伴う利用はできません。
- ・ バスの運行範囲は原則として長野県内とします（近隣県は概ね100km以内）。
- ・ バス利用料は無料です。ただし、有料道路料金及び有料駐車場料金は利用者の負担となります。

## 2 団体登録について

- ・ リフト付バスの利用には団体登録が必要です。長野市リフト付バス利用団体登録申請書を提出し団体登録をしてください。

## 3 利用申込みについて

- ・ 予約受付は3ヶ月前からとします。
- ・ 利用する日の属する月の**前月の20日までに**「利用申込書」または、電話にてお申込みください。電話による申込みの場合についても、**前月の20日までに**「利用申込書」を提出してください（持参・FAX・メール）。
- ・ 申込後の利用時間や目的地の変更は、早めにご連絡ください。
- ・ 都合により利用できなくなった場合は、前日の午前中までにご連絡ください。利用当日の変更・中止は原則不可とします。
- ・ 利用日が雨天等の場合で目的地の変更が予定される時などは、申込時にその旨申し出てください（雨天時の利用計画書の提出をお願いする場合があります。）。

## 4 利用時の注意事項について

- ・ 車いす使用者の介助については**利用される団体で必ず介助者を配置**し、ケガ等がないようにご配慮いただきますようお願いいたします。（添乗者はおりませんが、リフト乗降時の操作についてはバスの運転手が行いますので指示に従ってください。）
- ・ **安全のため、車いす用の席を含むすべての座席で必ずシートベルトを装着してください。**
- ・ 車内での飲食は出来るだけご遠慮ください（飲酒不可）。
- ・ 往路、復路での乗降場所は事前に申込をした場所のみとします。
- ・ 乗降場所は他の通行を妨げず、安全に一定時間停車して乗降出来る広い場所にしてください。
- ・ 利用後は車内のゴミを必ず持ち帰るとともに、忘れ物等がないように確認してください。
- ・ **ご利用中に起きたすべてのけが・事故に関して、一切責任を負うことは出来ませんのでくれもご注意ください。**

## 5 その他

- ・ リフト付バスの運行は、長野市が実施している事業です（バスは市が所有し、運行管理業務を委託により実施しています）。市が定める利用要領等に基づき利用いただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

お問い合わせ先：長野市 保健福祉部 障害福祉課

住 所：長野市大字鶴賀緑町 1613 番地（市役所第二庁舎1階）

電 話：026-224-5030 FAX 026-224-5093

郵便番号 380-8512

E-mail：shougai@city.nagano.lg.jp